

報告第2号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 和解及び損害賠償額の決定について

令和4年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記のとおり専決する。

記

和解及び損害賠償額の決定について

1 和解の相手方 琴浦町内 個人

2 損害賠償額 55,994円

3 和解の要旨

(1) 町は、相手方に対し、本件事故に係る車両損害賠償金として、
上記金額を支払う。

(2) 町と相手方は、本件事故に関し、上記損害賠償金以外には何ら
債権債務がないことを確認する。

4 事故の概要

令和4年1月20日、琴浦町大字中尾地内の国道9号において、町設
置の商工街路灯が、強風の影響により道路上に倒壊したところ、走行し
てきた相手方車両が倒壊物と接触し、相手方車両に損害が生じたもので
ある。

令和 4 年 2 月 2 2 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子